

大分市景観計画

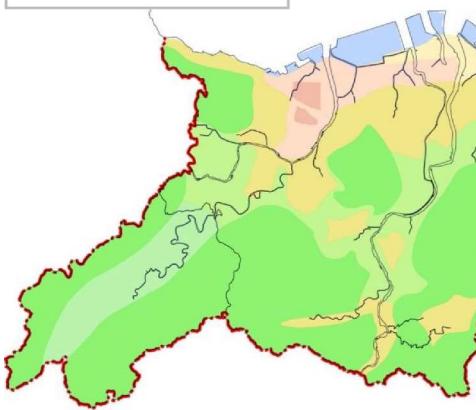
景観行政団体になった日	平成17年6月
景観計画公示日	平成19年3月
面積	50.128 ha
市人口	475,227人

大分市の概況

本市は、九州の東端、東九州軸の北部、瀬戸内海に西端に位置しており、緑豊かな山々や雄大な海に囲まれ、豊富な水量を誇る大野川や大分川の2大河川を有しています。古代より東九州の要地であった本市は、今日まで数々の歴史を刻んできており、近代では、新産業都市として鉄鋼や石油化学などの重化学工業を中心発展してきました。

景観法の制定を受けて景観行政団体となった本市は、豊かな自然景観を守り、より良い景観を形成するため、「大分市景観計画」を策定するとともに「大分市景観形成ガイドライン」を作成し、すばらしい本市固有の景観を、それぞれの地域で地域の方々と「つくる」「まもる」「はぐくむ」ことで、地域の特色あるまちづくりへの取組みを進めています。

景観計画区域
(市全域)



重点地区



おおいた都心地区



良好な景観形成に関する方針

●自然景観の保全

本市の全域に広がる良好な自然景観の保全に取り組みます。自然景観の中でも、特に本市の特徴を担う緑の景観の保全を積極的に行います。緑量の確保だけでなく、平地部(景観連携軸や視点場など)からの眺望を意識した保全施策に取り組みます。

●眺望景観の確保

市街地から丘陵や山並みへの景観、大分川や大野川沿線に連続する景観、幹線道路や鉄道沿線からの景観、海を挟んだ市内への景観・市外への景観など、広域的な眺望を意識し、眺望景観確保のための施策に取り組みます。

●沿道および鉄道沿線等の景観の保全・形成

市民および来訪者の視線に触れる機会が多いという点で公共性が高く、市域内外の景観拠点を結ぶことになる交通路沿線や、サイクリングロード・公園・緑地・遊歩道、文化交流施設などの周辺での良好な景観形成を誘導し、またそれら街路や施設そのものの景観整備に取り組みます。

●本市のシンボルとなる景観づくり

歴史的な遺構や史跡と周辺の街並み、固有の地勢から形成される景観など、本市の顔となるべき景観について、重点的保全・形成に取り組みます。特に、大分の都心部における公共施設整備や大規模開発においては、積極的な緑化を誘導し、都心部に不足する緑量の確保を図ります。

●身近な景観の保全・形成

地区に暮らす市民の発意や協力を得て、市街地に接する山林の保全、農山村漁村の伝統的な集落形態の継承、住宅地内の環境美化、中心市街地の賑わい整備など、地区ごとの特長をいかした景観の保全・形成に取り組みます。また、そのような身近な景観の保全・形成のために、市民活動やNPO活動、企業活動などの地域に根ざした活動を推進・支援していきます。

届け出対象行為

規制対象行為	届出対象とする範囲
建築物の建築等	<ul style="list-style-type: none">●市街化区域における建築行為で高さ20メートル以上または延床面積3,000平方メートル以上●市街化区域以外の区域における建築行為で高さ10メートル以上または延床面積500平方メートル以上●「沿道景観美化地区」で、高さが13メートル以上または建築面積500平方メートル以上
工作物(建造物)	<ul style="list-style-type: none">●塔状の工作物で、高さ15メートル(沿道景観美化地区については13メートル)以上●遊戯施設などで、高さ10メートル以上または建築面積500平方メートル以上●製造施設・貯蔵施設・処理施設などで、高さ10メートル以上または建築面積500平方メートル以上
工作物(構造物)	<ul style="list-style-type: none">●擁壁などで、高さ5メートル以上●橋・トンネル・堤防などで、長さ20メートル以上または高さ5メートル以上
特定照明	<ul style="list-style-type: none">●上記の届出対象となる規模を持つ建築物及び工作物に対し行われる、特定照明の新設・移設・改設及び色彩等の照明方式の変更
屋外における物品の堆積	<ul style="list-style-type: none">●敷地内の合計が堆積規模500平方メートル(沿道景観美化地区については100平方メートル)以上または堆積の高さ4メートル以上(沿道景観美化地区については2メートル)以上
開発行為	<ul style="list-style-type: none">●市街化区域内:届出対象外●市街化調整区域内:1,000平方メートル以上●非線引き都市計画区域内及び都市計画区域外:3,000平方メートル以上
土石類の採取	<ul style="list-style-type: none">●全市共通で、採取面積3,000平方メートル以上または5メートル以上の法面を生じるもの
その他の土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none">●全市共通で、変更面積3,000平方メートル以上または5メートル以上の法面を生じるもの
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none">●皆伐によって行われる木竹の伐採
街路樹の管理	<ul style="list-style-type: none">●「大分市街路樹景観整備計画」のネットワーク路線での街路樹(中高木)のせん定、植樹、植替え、撤去

行為の制限・内容

届出対象となる行為については、各々の景観形成基準に基づき助言、指導を行います。特に、建築物や工作物の建設等では、外壁や屋根の色彩についてマンセル表色系による基準を設けています。

その他の取り組み

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

本市を象徴する資源といえる建造物や名木等は、すでに指定文化財制度や大分市名木保存条例など一定の規制の中で運用されておりますが、景観法による景観重要建造物・景観重要樹木の指定制度に基づいた、固有の保全の仕組みが必要です。

今後、市民への啓発活動や保全など詳細な調査を行い、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定に向けて検討していきます。



景観計画の特徴・取り組み事例

本計画のなかで、具体的な景観整備の取り組みが早急に望まれる地域をリーディングプロジェクトとして位置づけています。その中で、大分城址公園周辺地区については、良好な景観の形成を図るために平成20年7月に都市計画法における「景観地区」および「地区計画」の決定を行っています。

良好な景観の紹介

「大分きれい100選事業」第1回おおいた景観大賞受賞



大分市大字佐賀関「豊後水道」



大分市大字今市「石畠」

大分城址公園周辺地区

事業のお問い合わせ先

大分市役所
都市計画課景観推進室
TEL 097-537-5968(直通)